

「令和6年度ベトナム社会主義共和国における人材サポート体制構築業務」に関する 質問と回答

令和6年3月26日

No	募集要領・仕様書 関連箇所	質問	回答
1	仕様書5(2)	「就職を希望する人材」とは、在留資格（技術・人文知識・国際業務、または特定技能）を取得する条件を既に満たしている人材を指すのか。（日本語要件、試験合格等）特定技能に関しては、これから日本語学習・試験、特定技能試験を受ける人も含まれるのか。	本業務の支援対象としての「就職を希望する人材」は、在留資格取得の条件を必ずしも満たしている必要はありません。また特定技能での就労を目指す人材の場合も、日本語能力試験・技能試験の合格の有無は問いません。将来的に宮城での就労の可能性のある人材であれば構いません。
2	仕様書6(3)リ	就職の場合、日本語力は求められるのか。求められる場合、必要とされる日本語力はどのレベルか。	求められる日本語能力については、採用を行う県内企業の希望によりまず、企業については「令和6年度外国人材マッチング支援事業」で形成される「企業バンク」に登録されている企業です。
3	仕様書6(3)リ	就職にあたって日本語教育が必要な場合、教育代を別途内定者もしくは企業から徴収することは可能か。	「仕様書6(3)リ」のとおり、入国にあたり日本語学習を要する状況と認められる場合には、現地において必要な日本語教育を行う必要があります。本業務の範囲で行われる日本語教育に関して、内定者もしくは企業から教育代を徴収することはできません。
4	仕様書6(3)へ	別途、宮城県が行う「令和6年度外国人材マッチング支援事業」にて「外国人材バンク」が構築されるため、当該事業においてはその候補者を募ること（母集団形成）が事業範囲と理解するが、その理解で間違いはないか。	「仕様書6(3)」については、母集団の形成と「外国人材バンク」への登録が本業務の事業範囲となります。 ※ただし、「仕様書6(3)へ」において、受注者が企業バンクによらず独自に企業等の情報を集約し、本業務として受注者が自ら無料職業紹介を行う場合には、無料職業紹介を行うところまでが事業範囲となります。
5	仕様書5	具体的な採用目標人数や企業数はあるのか。	具体的な採用目標人数や企業数は定めておりません。
6	仕様書6(3)イ	フェアやガイダンス開催の際に、参加企業からブース代等の実費を別途頂く事はOKか。	基本的には参加企業からブース代等の実費を徴収することはできません。
7	仕様書6(3)	「令和6年度外国人材マッチング支援事業」においてマッチングイベントが行われるのか。	「令和6年度外国人材マッチング支援事業」では宮城県内で合同企業説明会等各種イベントが実施される予定です。
8	仕様書6(3)	特定技能の試験実施の可否や時期が決まっていな分野の場合、どう想定すればいいか。（他国受験が必要な場合、その費用は企業が別途負担となるのか）	「仕様書6(3)」については、母集団の形成と「外国人材バンク」への登録が本業務の事業範囲となります。 ※ただし、「仕様書6(3)へ」において、受注者が企業バンクによらず独自に企業等の情報を集約し、本業務として受注者が自ら無料職業紹介を行う場合には、無料職業紹介を行うところまでが事業範囲となります。
9	仕様書6(4)	本事業の範囲は、留学希望者の母集団形成を図ること、それらの出願、選考、来日の支援をすることと理解するが、その理解で間違いはないか。	「仕様書6(4)」については、お見込みのとおりです。
10	仕様書6(4)	留学生が来日に際して必要となる出国の実費（政府への支払いやビザ費用等）は誰が負担するのか。	留学生が負担します。
11	仕様書6(4)	留学希望者に対して、奨学金もしくは授業料免除等の経済的支援はあるのか。	公立日本語学校の留学生に対しては、大崎市が授業料や生活費の一部を経済的に支援するための支援制度を設ける予定です。当該制度は同校に入学する留学生全員を対象とした給付型の支援となる予定です。
12	仕様書6(4)	試験料（受験料）はかかるのか。	大崎市が入学選考料として徴収します。
13	仕様書6(3)イ	ベトナム社会主義共和国内で外国人材及び教育機関をはじめとする関係機関等を対象としたセミナーやガイダンスについて基本ベトナム語だと思いますが、使用する言語は問わないのか？	セミナーやガイダンスの対象者によってはベトナム語以外の言語での対応が可能となる場合もありますが、最低限、ベトナム語で対応できる体制を確保いただく必要があります。
14	その他	現地のデスクは再委託可能か。	受注者は委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は第三者に請け負わせてはならないものとします。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではありません。
15	その他	企業バンクに登録されている企業以外は紹介料および支援委託（特定技能であれば）について企業負担OKか。	「仕様書6(3)」については、母集団の形成と「外国人材バンク」への登録が本業務の事業範囲となります。 「仕様書6(3)へ」において、受注者が企業バンクによらず独自に企業等の情報を集約し、本業務として受注者が自ら無料職業紹介を行う場合には、無料職業紹介を行うところまでが事業範囲となりますが、本業務として企業から紹介料等を徴収することはできません。
16	その他	委託費用の請求は毎月や四半期ごとの請求は可能か。	受注者は委託業務完了後、業務完了報告書を発注者に提出し、検査に合格した後で委託金の支払を請求することができます。ただし、受託業務遂行に当たって必要があるときは、受託金額の10分の7を超えない額の前金払の支払を発注者に請求することができます。
17	仕様書6(3)リ	「入国にあたり日本語学習を要する状況と認められる場合」とありますが、具体的にはどのようなケースが「日本語学習を要する状況」と想定されていますか。また、日本語教育にあたり時間数の目安などありましたらお知らせください。	本業務を通じ企業等への就職が決まった外国人材は、基本的には、在留資格の取得に必要な日本語能力を備えていることが前提となりますが、スピーキングなど日本で生活する上で必要な日本語能力が備わっていない場合を想定しています。具体的な時間数は設定していません。
18	仕様書6(3)リ	「本業務を通じ企業等への就職が決まった外国人材において」とありますが、就職者数の目標値があればお知らせください。	具体的な就職者数の目標値は定めておりません。
19	仕様書6(4)リ	「入国にあたり日本語学習を要する状況と認められる場合」とありますが、具体的にはどのようなケースが「日本語学習を要する状況」と想定されていますか。また、日本語教育にあたり時間数の目安などありましたらお知らせください。	想定しているのは、主に日本語の未学習者に対する初歩的な日本語教育になります。時間数は概ね3か月を想定しています。